

災害ボランティア活動の連携支援に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人福岡災害レジリエンス研究室（以下「丙」という。）は、NPO等のボランティア団体による災害支援活動の円滑な推進に向けて、平時及び災害時における相互の連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が平時及び災害時において相互に連携・協力することにより、NPO等のボランティア団体による支援活動が円滑かつ効果的に行われ、もって福岡市内における被災者支援及び地域の復旧・復興に寄与することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 本協定の対象とする災害は、福岡市に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、暴風、豪雨、洪水等による災害で、その程度が甚大なものが生じた時又は生じるおそれがある時とする。ただし、これ以外の災害についても、甲、乙及び丙が協議のうえ対象とすることができる。

（平時の連携・協力）

第3条 甲、乙及び丙は、平時から以下の事項について相互に連携・協力を努めるものとする。

- （1）顔の見える関係づくりによる信頼関係の構築
- （2）研修、訓練、啓発活動等における相互協力
- （3）災害支援活動の事後検証及び課題の共有
- （4）災害時対応に向けた事前協議及び取り決めの確認
- （5）災害支援活動において連携した対応が求められる多様な主体を含むネットワークの形成支援
- （6）その他、目的達成のために必要な事項

（災害時の連携・協力）

第4条 甲、乙及び丙は、災害時において、以下の事項について速やかに連携・協力する。

- （1）被災状況の把握及び、災害支援活動において連携した対応が求められる多様な主体への情報共有
- （2）地域団体と連携した支援ニーズの集約及び調整
- （3）災害発生時に甲が設置する災害対策本部会議または関係部局による会議に、乙及び丙は必要に応じて出席し、中間支援機能を担う立場として情報共有及び調整に協力する。
- （4）丙は、災害発生時において、NPOや企業等の支援団体や関係機関との情報共有の場（情報共有会議等）を甲及び乙と連携して開催し、その調整支援を行う。
- （5）丙は、乙が運営する災害ボランティアセンターの円滑な運営等に協力をを行う。
- （6）その他、目的達成のために必要な事項

（費用負担）

第5条 災害時の連携・協力において、次に掲げる費用は甲が負担するものとする。

- （1）災害時の連携・協力に従事した乙及び丙の職員の人件費
- （2）前号に掲げるもののほか、甲、乙、及び丙が必要と認めるもの

2 乙及び丙は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。ただし、前条第5号にかかる費用については、甲と乙が平成21年4月28日に締結した「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」に基づき、乙は甲に請求するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（別紙様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲、乙及び丙いずれからも解除または変更の意思表示がなされないときは、同一の内容をもって、さらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定書を証するため、本書3通を作成し、甲、及び乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年12月3日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市

福岡市長 高島 宗一郎



乙 福岡市中央区荒戸三丁目3番39号

社会福祉法人福岡市社会福祉協議会

会長 谷川 浩道



丙 福岡市中央区天神二丁目14番2号

福岡証券ビル8階 三好不動産内

特定非営利活動法人

福岡災害レジリエンス研究室

代表理事 平川 文

